

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度とは？(制度の概要)

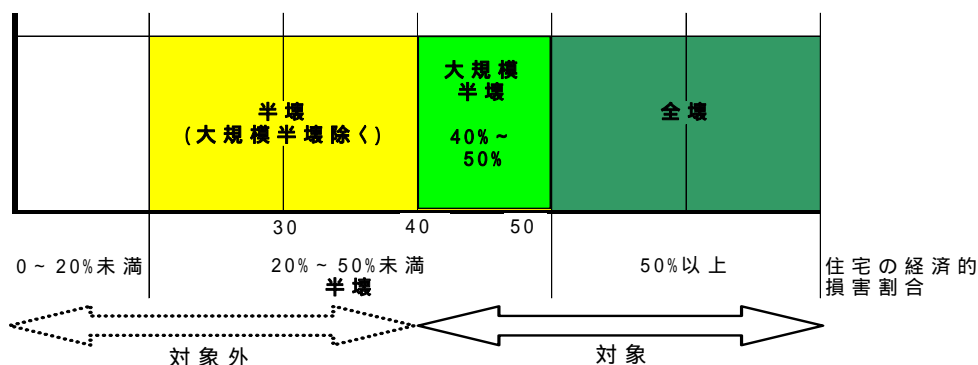
地震や台風などの自然災害により住宅や家財等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、自立した生活再建の開始を支援するため、被災者生活再建支援金（以下、「支援金」といいます。）を支給するものです（ 1 ）。

受け取ることができる支援金の額は、住宅の被災の程度、世帯の収入や世帯の人数等によって異なりますが、日常生活用品の購入などの経費（ 2 ）に対し最高100万円、被災住宅の解体・撤去等経費、住宅再建のための借入金に対する利息や借家の家賃などの経費（ 3 ）に対し最高200万円、合計で最高300万円を受け取ることができます。

- 1 根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年5月制定）
- 2 生活関係経費といいます。
- 3 居住関係経費といいます。

著しい被害を受けた世帯が対象です

例えば・・・ 住宅が「全壊」した世帯
住宅が「大規模半壊」した世帯 等が対象になります。



「半壊」世帯も、やむを得ず解体した場合は対象になります。
「全壊」「半壊」等の判定は市町村が行います。

対象となる自然災害は？

支援制度の対象となるのは、一定規模以上の自然災害です。

支援制度の基本的な仕組みは、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者に支援金を支給し、それを国が支援しようとするものです。このような制度の趣旨から、本制度の対象となるのは一定規模以上の自然災害になります。

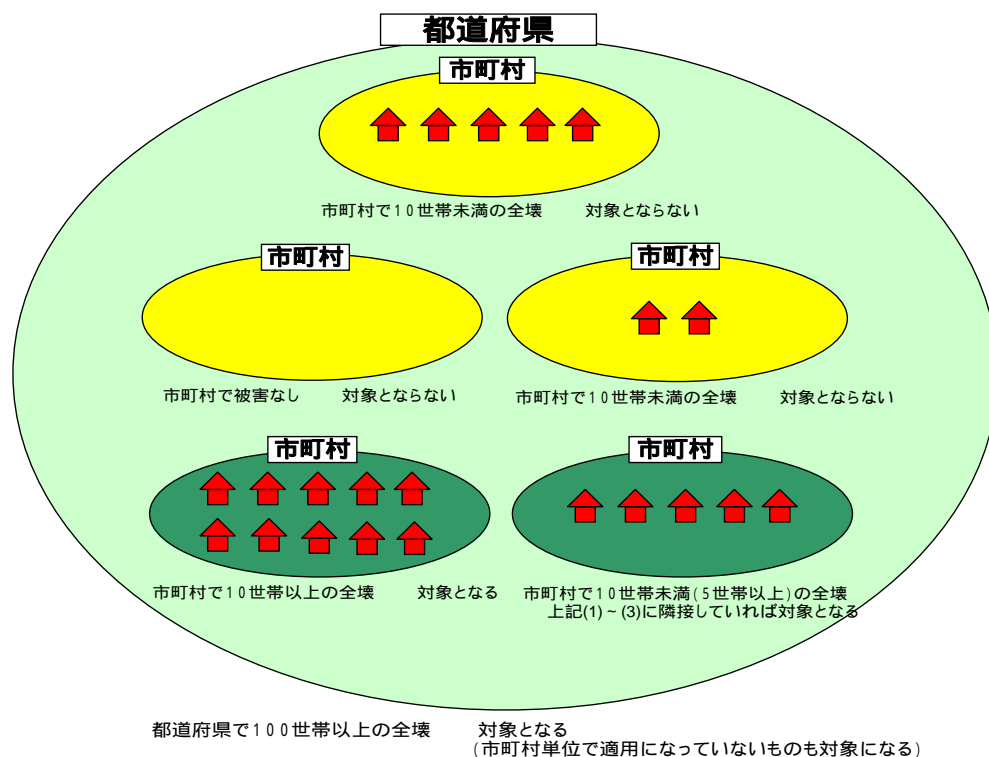
自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害のことをいいます。

支援制度の対象となる災害は以下の通りです。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記(1)～(3)の区域に隣接する市区町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害

なお、この制度の対象となる自然災害が発生した場合には、都道府県からその旨が公示されます。

例えば・・・ 市町村の区域で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
都道府県の区域で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害 等



対象となる自然災害は都道府県が公示します。

受給対象となる世帯は？

住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けた世帯()です。

被災者生活再建支援法第2条第2号より

支援金を受給できる世帯は、支援制度の対象となる自然災害により「生活基盤に著しい被害を受けた」世帯です。具体的には、住宅の被災の程度()などを基準として、以下のような世帯をいいます。

住宅の被災の程度とは、災害により被災した住宅の被害程度(全壊、半壊等)のことであり、その認定は市町村が行います。

住宅が全壊した世帯(全壊世帯)

住宅が半壊しやむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯)(1)

火砕流等により長期避難を余儀なくされた世帯(長期避難世帯)(2)

住宅が大規模半壊した世帯(大規模半壊世帯)(3)

- 1 居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- 3 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯(上記 1、 2の世帯を除きます。)

	生活関係経費	居住関係経費
全壊	支給されます	支給されます
大規模半壊()	支給されません	支給されます
半壊()	支給されません	支給されません
一部損壊	支給されません	支給されません

()大規模半壊世帯、半壊世帯は、やむを得ない事由により解体した場合は支給されます。

支援金の受給限度額は？

(世帯の年収や年齢等の違いによる受給額の違い)

世帯の収入や世帯主の年齢等を基準に、受給できる世帯を定めています。
世帯の収入や世帯主の年齢、世帯人数等を基準に、受給限度額を定めています。

支援金を受給できる世帯は、「生活基盤に著しい被害を受けた」世帯であるとともに、「経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な」世帯です。具体的には、世帯の収入や世帯主の年齢等を基準として、以下の通りとなります。

表 - 1 全壊世帯、半壊解体世帯等 (万円)

世帯収入の合計額	世帯人数	生活関係経費	居住関係経費		合計
				うち家賃等	
年収 500 万円以下 世帯主の年齢不問	複数	100	200	50	300
	単数	75	150	37.5	225
世帯主の年齢 45 歳以上又は要援護 世帯で年収 500 万円超 700 万円以下	複数	50	100	25	150
	単数	37.5	75	18.75	112.5
世帯主の年齢 60 歳以上又は要援護 世帯で年収 700 万円超 800 万円以下	複数	50	100	25	150
	単数	37.5	75	18.75	112.5

被災住宅が自己所有でない場合は、居住関係経費（家賃等を除く。）は上記表の 1/2 となります。

被災時に居住していた都道府県以外（隣接市区町村を除く。）に移転する場合は、支援金は 1/2 となりますが、限度額は変更されません。

表 - 2 大規模半壊世帯 (単位：万円)

世帯収入の合計額	世帯人数	生活関係経費	居住関係経費		合計
				うち家賃等	
年収 500 万円以下 世帯主の年齢不問	複数	-	100	50	100
	単数	-	75	37.5	75
世帯主の年齢 45 歳以上又は要援護 世帯で年収 500 万円超 700 万円以下	複数	-	50	25	50
	単数	-	37.5	18.75	37.5
世帯主の年齢 60 歳以上又は要援護 世帯で年収 700 万円超 800 万円以下	複数	-	50	25	50
	単数	-	37.5	18.75	37.5

* 大規模半壊世帯については居住関係経費のみ支給対象になります。

世帯収入

「世帯収入」とは、世帯の中で収入のある全員の方の収入の合計額です。

支援制度は、原則として「世帯収入」が500万円以下の世帯を対象としています。しかし、高齢世帯（世帯主が60歳以上）や、母子世帯・生活保護世帯といった要援護世帯、中高年齢層世帯（世帯主が45歳以上60歳未満で、収入はあっても教育費等の平常時における負担も重い時期で、被災時には財産的損失も加わり、経済的に厳しい状況にあると考えられる世帯）については、収入の限度額が引き上げられています。

	世帯の年収 500万円以下	世帯の年収 500万円超え 700万円以下	世帯の年収が 700万円超え 800万円以下	世帯の年収が 800万円以上
世帯主の年齢 45歳未満	年齢に関係なく 支給されます	45歳未満の場合 支給されません	60歳未満の場合 支給されません	年齢に関係なく 支給されません
世帯主年齢が 45歳以上60歳未満		45歳以上の場合 支給されます		
世帯主年齢が 60歳以上				

収入の算定は、居住する住宅が災害により被害を受けた日（被災日）の属する年の前年の収入（当該被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年の収入）について行います。

収入額の算定は、その収入が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市区町村民税に係る総所得金額を用い、表-3の左欄の総所得金額の区分に応じ、右欄の算定式により計算した額となります。

表-3

総所得金額（ ）	収入
97万5千円以下	総所得金額 + 65万円
97万5千円を超え、108万円以下	総所得金額 ÷ 0.6
108万円を超え、234万円以下	(総所得金額 + 18万円) ÷ 0.7
234万円を超え、474万円以下	(総所得金額 + 54万円) ÷ 0.8
474万円を超え、780万円以下	(総所得金額 + 120万円) ÷ 0.9
780万円を超える	(総所得金額 + 170万円) ÷ 0.95

「総所得金額」は、収入金額から必要経費等を差し引いたもので、地方税法第313条第1項に規定するものをいいます。

上記で算定された各世帯員の収入を合計します。これが「世帯収入」です。

世帯主の年齢等の基準

世帯主の年齢、世帯員数及び要援護世帯（ ）等の認定は、原則として当該自然災害が発生した日を基準とします。

要援護世帯

心神喪失・重度知的障害者世帯	心神喪失の常況にある方又は児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯
1、2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている重度障害児、特別障害者手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第3項症までの方が同居している世帯
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特級～2級に該当する方が同居している世帯
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1、2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少ない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯（児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいいます。）
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又は父母に監護されていない児童が同居している世帯
生活保護世帯	生活保護法による要保護者である者が属する世帯